

議案第51号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年3月23日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する
条例（平成29年三田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第2号を次のように改める。

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、この条例による改正後の三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。

付則第3項中「間に最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「(同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。)」を加える。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。